

一般社団法人 東京インテリアプランナー協会

定 款

施工日 平成 26 年 4 月 1 日
改定日 2016 年 11 月 8 日
改定日 2019 年 5 月 14 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人の名称は、一般社団法人東京インテリアプランナー協会と称する。
英文名は、THE JAPAN INTERIOR PLANNING' S ASSOCIATION, TOKYO (略称 JIPAT) とする。

(目的)

第 2 条 当法人は、人間の生活に密着するインテリア空間とインテリアエレメントを主な対象とするインテリアプランニングに関する知識の普及と啓発、その専門資格者としてのインテリアプランナーの資質の向上と社会的地位の確立、並びに会員相互の親睦と交流をはかり、もって社会と文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. インテリアプランナーの社会的地位を確立するための事業
2. インテリアプランナーの育成及び教育
3. インテリアプランナー相互の親睦・交流をはかるための事業
4. インテリアプランニングに関する情報の収集と提供及び図書・機関紙等の発行
5. インテリアプランニングに関する研修会、講演会、展示会、見学会等の開催
6. インテリアプランニングに関する内外諸機関との連携及び交流
7. インテリアプランニングに関する表彰・顕彰
8. インテリアプランニングに関する総合的・専門的な調査・研究
9. インテリアプランニングに関する企画・計画・監理に対する支援及び指導・助言
10. インテリアプランニングに関する業務基準等の整備
11. インテリアプランニングに関する知的財産権の確立とその保全
12. 上記に関する事業及び業務の受託
13. 上記に関する必要な知識に普及と技術の啓蒙、及び講師等の派遣
14. 一般社団法人日本インテリアプランナー協会会員登録事務
15. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 4 条 当法人は主たる事務所を、東京都品川区に置く。

(従たる事務所)

第 5 条 当法人は、理事会の議決を経て必要な地に従たる事務所を置くことができる。
2 従たる事務所の設置に関する細目については、別途定める。

(連合組織)

第 6 条 当法人は、一般社団法人日本インテリアプランナー協会、他の地域のインテリアプランナー協会等との連携をはかるとともに、同様の目的を持つ他の会・法人等と相互協力することにより、全国的連合組織の発展に努めるものとする。

(公告の方法)

第7条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 会 員

(会員の種類)

第8条 この会は、次の各号の会員で構成する。 2016年11月8日改定

1. 正会員 インテリアプランナー資格登録者 2016年11月8日改定
2. 一般会員 インテリアプランナー資格取得を目指す、またはこの会の目的に賛同する一般
3. 学生会員 インテリアプランナー資格取得を目指す学生
4. 法人会員 当法人の目的に賛同する企業・団体・個人事業主
5. 名誉会員 当法人に対する功労者、またはインテリアプランナー制度に貢献があった者で、理事会より推薦され、社員総会において承認された者
6. 特別会員 当法人の目的に賛同し、発展に貢献してくれる個人または団体で理事2名により推薦され、理事会において承認された者
7. AIP会員 インテリアプランナー試験学科試験合格者でアソシエイト・インテリアプランナー資格登録者 2016年11月8日

2 正会員及びAIP会員、一般会員、学生会員は、原則として活動領域を東京・関東地域としている者とする。 2016年11月8日改定

(入会)

第9条 前条第1項第1号乃至第4号及び7号の入会は、所定の入会申込書を提出の上、別途細則に定める手続きを経て三役（会長・副会長・専務理事をいう。以下同様）の承認を得た後、理事会に報告するものとする。 2019年5月14日改定

2 前条第1項第5号並びに第6号の入会は別途細則に定める所定の手続きを経て、理事会の承認を得るものとする。

(退会)

第10条 会員が、次の各号に該当する時は、退会とみなされる。

1. 会長に退会届けを提出した時
2. 本人が死亡した時
3. 企業・団体が解散した時
4. 会費の滞納が2年以上に及ぶ時

(休会)

第11条 会員は、会員の事情により、理事会の承認を得て休会することができる。

2 当法人の休会要件及び休会会員に対する取り扱いは、別途細則に定める。

(除名)

第12条 会員が、当法人の名誉を著しく毀損し、またはこの定款並びにこの定款に基づき別途定める細則に反する行為を行った時は、社員総会の議決を経て理事会が、これを除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利義務)

第13条 会員が本定款第10条または前条の規定により会員資格を喪失した場合には、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れるものとし、その者が、本定款第15条以下に規定する評議員たる正会員の場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位も失うものとする。

ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(入会金・年会費)

第14条 当法人の入会金及び年会費は、会員の種類により別途細則に定めるところによる。

第3章 評議員、社員及び社員総会

(評議員ならびに社員)

第15条 当法人に評議員を25名以上40名以内を置く。

- 2 評議員は、正会員の中から別途細則に定める選挙規定により選出する。ただし、前項の定員枠内で若干名に限り会長が推薦し、理事会の承認を得て補充することができる。
- 3 当法人の社員は、評議員をもってこれにあてる。

(任期)

第16条 評議員の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員に欠員が生じた場合には前条に準じて選任する。
- 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として、又は増員により選任された者の任期は、前任者又は他の在任評議員の任期の残存期間と同一とする。

(社員総会)

第17条 当法人は、毎事業年度末日の翌日より3ヶ月以内に定時社員総会を開催し、必要に応じて、臨時社員総会を開催するものとする。

- 2 総社員の5分の1以上から請求があった時、及び理事会が認めた時は、臨時社員総会を開催しなければならない。

(社員総会の権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事および監事の選任および解任
3. 役員の報酬の額またはその規定
4. 各事業年度の決算報告
5. 定款の変更
6. 解散
7. 合併、事業の全部または重要な一部の譲渡
8. 前各号に定めるもののほか、法令またはこの定款に定める事項

(社員総会の招集及び議長)

第 19 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて会長が招集する。会長に事故があるときには、副会長がこれに当る。

- 2 社員総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除いて、出席した社員の中から選出する。

(議決の方法及び議決権)

第 20 条 社員総会の議決は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除いて、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数で決する。

- 2 社員は、1 人 1 議決権を有する。
- 3 前項の議決権は、所定の委任状により出席者に委任することができる。

(書面による議決権行使)

第 21 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。

- 2 前項の書面による議決権行使及び他の社員への議決権行使の委任は、前条第 1 項の出席とみなす。

第 4 章 理事、監事、代表理事及び理事会

(役員)

第 22 条 当法人には、理事 15 名以上 20 名以内、監事 2 名以内を置く。

- 2 理事のうち、1 名を会長、2 名または 3 名を副会長とし、ならびに専務理事 1 名をおくものとする。
- 3 理事と監事は兼任することができない。

(役員を選任方法)

第 23 条 理事および監事は、当法人の社員の中から社員総会で選任するものとする。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長は、当法人を代表する理事（以下、「代表理事」という）とし、理事会において理事のうちから互選する。
- 3 副会長は、会長が指名し理事会の承認を得るものとする。
- 4 専務理事は、理事のうちから会長が選任し、理事会の承認を得るものとする。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 会長の再任は、4 期以内とする。

(解任)

第 25 条 役員が、次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、出席社員の議決権の 4 分の 3 以上の賛成により、当該役員を解任することができる。

1. 心身の故障により、職務の執行に耐えないとき
 2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき
- 2 前項の規定により解任する場合は、当該役員に対してあらかじめ通知すると共に、当該役員が希望するときは、解任の決議をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員職務)

第 26 条 会長は、当法人を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長に指定された順位により、会長の職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長の指揮を受け会務を掌理する。
- 4 事務局長は専務理事の指揮を受け会務を掌理する。
- 5 理事は理事会を組織し、事業の執行をはかる。
- 6 監事は、理事会の会務執行につき、会計・事業の適正な執行を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第 27 条 当法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の議を経て社員総会の議決により委嘱し、会務の事項につき会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 3 顧問は理事会の議を経て、会長が任命し、法務・会計等の会務に関する専門的事項につき、会長の諮問に応じ諸会議に出席して、意見を述べるすることができる。
- 4 顧問の任期は、これを任命した会長の任期に従う。

(役員報酬)

第 28 条 理事および監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

(理事会の構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、法令およびこの定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

1. 社員総会に付議すべき事項
2. 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他社員総会の議決を要しない当法人の業務の執行に関する事項

(理事会の開催および招集)

第 31 条 理事会は会長が必要と認めるときおよび理事の現在数の 3 分の 1 以上から決議の目的を記した書面で招集の請求があったときに開催するものとする。

- 2 理事会は法令に定める場合を除き会長が招集し、議長は会長が当たる。
- 3 理事会は理事総数の過半数の出席により成立する。

- 4 理事会の決議は、出席理事の過半数により決するものとし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(決議の省略)

第 32 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第 5 章 会 員 総 会

(会員総会の種類)

第 33 条 会員総会は、通常会員総会と臨時会員総会の 2 種とし、正会員をもって組織する。

(会員総会の権限)

第 34 条 会員総会は、当法人の事業計画、収支予算及び決算書並びに本会運営上の重要事項について承認する。

(会員総会の招集)

第 35 条 会員総会は、会長が招集する。

- 2 監事は、必要がある時は臨時に会員総会を招集することができる。
- 3 会員総会の招集は、その日時、場所及び議題を示し、全ての正会員に通知しなければならない。

(通常会員総会)

第 36 条 通常会員総会は、毎事業年度末日の翌日より 3 ヶ月以内に開くものとする。

(臨時会員総会)

第 37 条 臨時会員総会は、次の場合 60 日以内に開くものとする。

1. 理事会から、その目的を示して開催の請求があった時
2. 正会員の 5 分の 1 以上から、その目的を示して開催の請求があった時

(議事)

第 38 条 会員総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

- 2 会員総会は正会員の 10 分の 1 以上の出席により成立する。
- 3 正会員は 1 人 1 議決権を有する。
- 4 前項の議決権は、所定の委任状により出席者に委任することができる。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

第 6 章 委 員 会

(委員会の設置・廃止)

第 39 条 当法人は、事業執行の必要に応じて委員会を設け、また、廃止することができる。

ただし、委員会及び委員の細目については、別途細則に定める。

(委員の委嘱)

第 40 条 前条の係わる委員の委嘱は、理事会の議を経て会長がこれを行う。

第 7 章 基 金

(基金の拠出)

第 41 条 当法人は、社員、会員または第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第 42 条 基金の募集、割当ておよび払込み等の手続については、理事会にて別途定めるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 43 条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 44 条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を当法人において別途定めるものとする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が、当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受け、定時会員総会並びに定時社員総会に提供または提出し、承認を経なければならない。

1. 事業報告並びに附属明細書
2. 貸借対照表、損益計算書並びにこれらの附属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第 47 条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 本定款は、社員総会において、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ変更することができない

(解散)

第 49 条 当法人は、法令の定めるところによる他、社員総会において、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を得て解散することができる。

(残余財産)

第 50 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与する。

第 10 章 その他

(事務局の設置)

第 51 条 当法人に事務局を設け、有給の職員を置くことができる。

(細則の制定)

第 52 条 この定款の施行に必要な規定は、会員総会、社員総会、理事会の審議を経て、別途細則に定めるものとする。

以 上